

第六 環境税制について

地球温暖化の問題を始め、海洋汚染、有害廃棄物など地球環境を守るためにの対策が、21世紀の全人類的な課題として浮上している。すでに京都議定書にみられるように、主要国による国際的な環境対策の枠組みも動き出している。このような動きは当然、税制面での積極的な対応も求めている。

いわゆる環境税は、オランダやデンマーク等で炭素税の形で導入されているが、わが国では環境省が構想を発表しているものの、関係者や有識者の考え方も異なっているなどして、検討段階にとどまっている。しかしながら国内外の大勢は、税制を通じて例えば二酸化炭素の排出を抑制する、あるいは排出削減を誘導するという方向で検討が行われている。

このため現在の石油税、揮発油税や特定財源制度の問題を含めて、環境対策を視野に総合的な検討を進め国民的合意の形成に努めなければならない。その場合、環境対策の重要性と複雑性、さらには国際性等をも考え、いわゆるゴミ対策などは別として、特定の自治体が財源調達の手段として環境税を創設することは避けるべきである。

【付記＝個別事項について】

別に提出する個別事項についても、基本事項と併せて改正を行うよう、とくに付記する。